東海市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

東海市長　花　田　勝　重

東海市規則第１８号

東海市契約規則の一部を改正する規則

東海市契約規則（昭和４４年東海市規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第２４条第１号中「１３０万円」を「２００万円」に改め、同条第２号中「８０万円」を「１５０万円」に改め、同条第３号中「４０万円」を「８０万円」に改め、同条第４号中「３０万円」を「５０万円」に改め、同条第６号中「５０万円」を「１００万円」に改める。

第３２条第１項中「年１４．５パーセント」を「年２．５パーセント」に改める。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の東海市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。